

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十一年三月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	慶徳 章江	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請の日
特定非営利活動法人安芸くみき会		広島県広島市安芸区矢野西二丁目一二番一―号	この法人は、精神障害者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障害者福祉の増進及び障害者が安心して暮らせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。	会員の除名事項の追加	平成二十二年三月二〇日